

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学  
連合小児発達学研究科学生支援旅費実施細則

この細則は、大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科学生支援旅費取扱規程（以下「取扱規程」という。）第6条の規定に基づき、学生支援旅費の支給に関し、必要な事項を定める。

1. 取扱規程第2条第1項第1号により支給する場合は、1学生当りの支給回数を4回までとする。
2. 学生支援旅費を大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科教育研究支援基金により支給する場合は、大阪大学が定める旅費規則等により大阪大学において支給手続きを行うものとする。

附 則

この細則は、平成21年10月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。